

新旧対照表：通常プラン（下線部が改定部分）

条数及びタイトル	改定前	改定後	改定理由
第1条 定義	新設	<p>25. 「本データ」とは、<u>保存データのうち、本契約に基づいて、ユーザー若しくはユーザーの顧客が当社に提供する匿名加工情報をいいます。</u></p> <p>26. 「匿名加工情報」とは、<u>本データ利用目的の遂行に関連してユーザー若しくはユーザーの顧客が当社に提供する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）を削除または加工し、当該個人の情報と特定できなくなった情報をいいます。</u></p> <p>27. 「本匿名加工業務」とは、<u>当社がユーザー若しくはユーザーの顧客より提供を受ける保存データを匿名加工し、本データを作成する業務をいいます。</u></p> <p>※試験のみプランの利用規約について、上記改定事項は、第24項から第26項として反映</p>	当社が本サービスのデータの分析、機械学習等の処理の実行時に、元データを匿名加工した上で取り扱うようにするため。
第6条 本サービスの内容と利用費用	1. 当社は、本サービスとして、ユーザーが利用申込書にてお申込み頂いた内容（以下本条において「申込内容」といいます。）	1. から 12. 略 13. ユーザーが当社に対し、本サービスの停止申請を行う場合には、本サービス停止月の前々月末日（土日	13項について、サービス停止/環境維持費用を利用申込書に予め記載する項目から削除し、今後都度協議により定めるため。

	<p>のほか、次に掲げる内容のサービスを提供します。</p> <p>(1)本サービスを通じてユーザーコンテンツ及び当社コンテンツ（以下「ユーザー・当社コンテンツ」といいます。）をエンドユーザーに提供できるサービス</p> <p>(2)本サービスの利用者 ID ごとのコンテンツ視聴履歴の提供</p> <p>(3)本サービスの利用に関する、メール若しくは電話等の方法による技術サポート（利用申込書にてお申込みいただいた運営支援期間中に限ります。）</p> <p>(4)本サービスの定期的な保守作業</p> <p>2. ユーザーは、エンドユーザーを、上限に限りなく登録することができます。</p> <p>3. ユーザーがユーザーコンテンツの編集及びユーザー当社コンテンツの掲載作業を要望される場合、当社は、内容ごとに別途見積りのうえ、費用を算出します。</p> <p>4. ユーザーが申込内容及び本規約に定めるほか、本サービスに整備されていない機能の追加等を要望される場合、当社は内容ごとに別途お見積りのうえ、費用を算出します。</p>	<p>祝日の場合は直前の当社の営業日までに申し出なければならぬものとし、当該申請を行った場合には、最大 12 か月間、本サービスを停止することができます。なお、本サービス停止期間中、ユーザーは、当社に対し、<u>サービス停止/環境維持費用を支払うもの</u>とします。</p> <p>14. から 19. 略</p>	
--	--	--	--

	<p>5. 初期に必要なとなる諸費用及び本サービスのサービス利用費用は、申込内容のとおりです。なお、お支払いの際に必要な振込手数料、送金手数料は、ユーザーのご負担とします。</p> <p>6. ユーザーは、有償サービスご利用にあたり、自ら、端末設備利用に掛かる通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金その他発生する通信関係費用等を負担するものとします。</p> <p>7. 本サービスにおいて、ユーザーは、データの保存領域及び添付ファイルの保存領域として提供された所定のディスク容量を無償にて利用することができます。</p> <p>8. ユーザーは、当社に対し、初期に必要なとなる諸費用を、当社がユーザーに対し本契約を締結した日の属する月の月末に発行する請求書に従い、翌月末日限り支払うものとします。また、ユーザーは、当社に対し、当該申込書に定める期日までに、利用申込書に記載した金額を支払うものとします。</p> <p>9. ユーザーは、当社に対し、利用申込書に記載されたサービス利用基本費用を、毎年、利用開始</p>		
--	---	--	--

	<p>月の翌月末日までに支払うもの とします。</p> <p>10. ユーザーが本サービス利用費用 その他の債務について支払期日 を経過してもなお支払いを怠っ た場合、当社は、ユーザーに対 し、支払期日の翌日から起算し て支払いを完了した日の前日ま での期間に対し年 14.5%の割合で 計算して得た額を、遅延利息と して支払いを求めることができ ます。</p> <p>11. ユーザーが、本条第 8 項に定め る支払期日までに本条に定める 本サービス利用費用その他の債 務を支払わないときは、当社 は、あらかじめその理由及び提 供停止日を通知した上で本契約 を解約し、本サービスの提供を 停止することができます。な お、ユーザーのサービス利用費 用は本サービスの提供を停止し た月も発生し、提供停止日が暦 月の途中である場合でも、日割 りによる減額、返金等は一切行 いません。</p> <p>12. 当社は、ユーザーから受領した 本サービス利用費用についての 返金等を行いません。</p> <p>13. ユーザーが当社に対し、本サー ビスの停止申請を行う場合に</p>		
--	---	--	--

	<p>は、本サービス停止月の前々月末日（土日祝日の場合は直前の当社の営業日）までに申し出なければならないものとし、当該申請を行った場合には、最大12か月間、本サービスを停止することができます。なお、本サービス停止期間中、ユーザーは、当社に対し、利用申込書にて申込みした内容に従い、サービス停止/環境維持費用を支払うものとしします。</p> <p>14. 前項に定める停止期間中、ユーザーは、管理設定やエンドユーザーの情報の閲覧を行うことはできませんが、エンドユーザーが本サービスの利用を行うことはできません。ユーザーがエンドユーザーに対し、本サービスの利用をさせたことを当社が確認した場合、本サービス停止期間中であっても、ユーザーは、当社に対し、月額基本費用を支払うものとしします。</p> <p>15. ユーザーは、本サービスの停止解除依頼を行う場合、当社に対し、本サービス停止解除月の前々月末日（土日祝日の場合は直前の当社の営業日）までに、その旨を申し出るものとしします。</p>		
--	--	--	--

	<p>16. ユーザーは、当社に対し、決済手数料費用をユーザー当社コンテンツ提供代金から差し引く方法により支払うものとします。</p> <p>17. 当社は、ユーザー当社コンテンツ提供代金、決済手数料費用並びにユーザー・当社コンテンツ提供代金から決済手数料費用を控除した額（以下「ユーザー売上残額」といいます）を毎月集計し、翌々月5日までに、当社の定める方法により、ユーザーに通知します（以下「売上等報告」といいます。）。</p> <p>18. 前項に定める売上報告後、ユーザーからユーザー売上残額の支払受領する意思がある旨の通知（以下「受領通知」という）が毎月15日までに当社になされた場合、当社は、ユーザーに対し、前項に従って計算したユーザー売上残額を、受領通知がなされた月の末日（土日祝日の場合は直前の金融機関の営業日）までに、ユーザーの指定する銀行口座に振り込むものとします。振込手数料は、ユーザーの負担とします。</p> <p>19. 本条第16項に定める売上等報告後、ユーザーの受領通知が、毎月16日以降に当社になされた場</p>		
--	---	--	--

	<p>合、当社は、ユーザーに対し、同項に従って計算したユーザー売上残額を、受領通知がなされた翌月の末日（土日祝日の場合は直前の金融機関の営業日）までに、ユーザーの指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料は、当社の負担とします。</p>		
<p>第7条 本サービスの変更</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、本サービスの機能追加、改善を目的として、当社の裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことができます。ただし、当社は、サービスの追加・変更により、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではなく、ユーザーはこれを承諾するものとします。 2. 新設 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、本サービスの機能追加、改善を目的として、当社（当社が契約する当社コンテンツの提供元である講師を含む。以下本条において同じ。）の裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことができます。ただし、当社は、サービスの追加・変更により、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではなく、ユーザーはこれを承諾するものとします。 2. 前項に定める場合において、当社は、本サービスの一部が利用することができなくなったことにより、ユーザー又はエンドユーザーに損害が生じた場合であっても、損害が生ずることにつき故意又は重大な過失がない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。 	<p>第1項について 当社が契約する当社コンテンツの提供元となっている講師のコンテンツを提供する場合に、講座内容の改善・変更を行う場合があるため。</p> <p>第2項について ユーザーの増加に伴い、様々な立場や利用状況のユーザーが存在するところ、当社が仕様の追加・変更により一部のユーザーに不利益が生じる可能性があります。すべてのユーザーの利用ニーズを満たすことが困難なため。</p>

<p>第9条 ユーザー情報の利用</p>	<p>1. 当社は、ユーザー情報を善良な管理者の注意を持って管理します。また、当社は、<u>本規約及びプライバシーポリシーに別段の定めがある場合を除き</u>、ユーザーの書面による承諾を得ることなく、本サービス提供以外の目的のために利用あるいは複製し、又は第三者に利用させ、若しくは開示、漏洩しません。</p> <p>2. から4. 略</p>	<p>1. 当社は、ユーザー情報を善良な管理者の注意を持って管理します。また、当社は、ユーザーの書面による承諾を得ることなく、本サービス提供以外の目的のために利用あるいは複製し、又は第三者に利用させ、若しくは開示、漏洩しません。</p> <p>2. から4. 略</p>	<p>本規約に定めるユーザー情報は、個人情報に該当するものではなくプライバシーポリシーの適用対象に当たらないため。</p>
<p>第10条 個人情報保護に関する法律等との関係</p>	<p>新設</p>	<p>1. <u>本サービスにおいて、当社はユーザーに対しソフトウェアによる学習システムを提供し、ユーザー及びエンドユーザーが入力した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。）を、当社の定めるプライバシーポリシーに従い適切に管理します。</u></p> <p>2. <u>当社は、本サービスのシステムの運用に関する業務の一部を外部に委託する場合があります。この場合において、当社は、当該外部の委託先による個人情報の管理について適切に監督を行うとともに、目的外の開示、及び漏洩を防止するための安全管理措置を行わせるものとします。</u></p> <p>3. <u>本サービスの利用において、当社は、エンドユーザーの個人番号（行</u></p>	<p>第1項について 当社がシステム上にエンドユーザーの個人情報を取り扱うことになるため、当社のプライバシーポリシーに従った適切な管理を行う必要があるため。</p> <p>第2項について 当社が本サービスのシステム運用を外部委託する場合に、個人情報管理にあたっての委託先の監督及び安全管理措置を定めるため。</p> <p>第3項について 本サービス上、いわゆるマイナンバー法上の個人番号の利用は行わないため。</p>

		<p><u>政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下「番号法」という。）第2条第5項にいう「個人番号」をいう。）を取得するものではありません。したがって、番号法第2条第10項に定める個人番号利用事務及び同条第11項に定める個人番号関係事務を行うものではなく、番号法上の委託にも該当しません。</u></p>	
第11条 設定維持	現行の10条が繰り下げとなり、内容に変更なし。		
第12条 保存データの取扱い	<p>1. ユーザーは、保存データをユーザーご自身により管理します。当社は、ユーザーの承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データを任意でバックアップできます。</p> <p>2. 当社は、ユーザーの承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧に備えて保存データを任意でバックアップできます。</p> <p>3. 当社は、本契約終了に伴い、当社の別途決定する保管期間の経過後、保存データを削除します。本契約終了後は、保存データについて、その保管、削除、バックアップ等に関してユーザー又は第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。</p>	<p>（左記現行の第11条が繰り下がり。ただし以下の変更あり。）</p> <p>1. 削除</p> <p>2. から5. 1項ずつ繰り上げ</p>	誤記の削除。当社はサービス上保存データを当社の提供するシステムにおいて保管するため。

	<p>4. 当社は、以下の目的によると当社が判断した場合、保存データに対し、アクセスを行います。以下に定めること以外を目的として当社が保存データにアクセスできる場合は、本契約に定める範囲に限られます。</p> <p>(1)本サービスのシステムの安全な運営のため</p> <p>(2)本サービス又は本サービスのシステム上の問題を防止するため</p> <p>(3)本サービスのサポート上の問題に関連してユーザーから当社に要請があった場合に、当該サポート上の問題を解決するため</p> <p>5. 当社は、ユーザーの承諾を得ることなく、保存データを開示・公開することはありません。ただし、法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の手續上必要とされる場合については、ユーザーの承諾なく、全部又は一部の保存データを開示・公開することがあります。</p>		
<p>第13条 <u>本匿名加工業務の委託</u></p>	<p>新設</p>	<p>1. <u>ユーザーは、当社に対して、本匿名加工業務を委託します。また、ユーザーはユーザーの顧客から受託した本匿名加工業務を当社に対して再委託します。</u></p> <p>2. <u>ユーザーは、当社に対して、前項の業務を当社が履行するために、保存データを提供します。この場合において、保</u></p>	<p>第1項について 第1条と同じ。</p> <p>第2項について 当社が匿名加工業務を行うために、ユーザーが保持する保存データの提供を受ける必要があります、その方法として、当社か</p>

		<p><u>存データの提供方法は、次項に定めるところに従い、ユーザーが当社に対して保存データへのアクセスを許諾する方法とします。</u></p> <p><u>3. ユーザーは、当社に対し、当社が本匿名加工業務を履行するために必要な範囲で保存データを利用することを非独占的に無償で許諾するものとし、当該利用について著作権人格権を行使しないものとし、ユーザーの顧客又はエンドユーザーが当該利用について著作権人格権を行使しないことを保証します。</u></p>	<p>らユーザーに対する保存データへのアクセスを許諾していただくため。</p> <p>第3項について 上記匿名加工業務にあたり、ユーザーから当社に対し、保存データの利用につき非独占的に許諾いただく必要があります。また、当社は、利用について氏名表示権などの著作権人格権を行使しません。一方で、ユーザーにおいても、当社が保存データを利用するにあたり著作権人格権の不行使を保証していただく必要があるため。</p>
<p>第14条 <u>ユーザーから当社に对本データの提供</u></p>	<p>新設</p>	<p><u>1. ユーザーは、当社に対し、本データを、本サービスのサーバ内に保管し、当社が適宜当該サーバーから当該電子ファイルをダウンロードする方法により、本データを無償で提供します。</u></p> <p><u>2. ユーザーは、ユーザーがユーザーの顧客から本匿名加工業務を受託し、当社に同業務を再委託したことにより作成された本データについて、ユーザーの顧客から許諾を受けて、当社に対して、前項と同じ方法により、本データを無償で提供します。</u></p> <p><u>3. ユーザーは当社に対し、本データを当社に提供することについて、正当な権</u></p>	<p>第1項について 匿名加工を行うデータは当社のサーバ内に保管されたデータであることを定めるため。</p> <p>第2項について ユーザーの顧客の保存データに関しては、ユーザーがユーザーの顧客から本匿名加工業務を受託し、さらに当社がユーザーから再委託を受ける形と定めるため。</p> <p>第3項について ユーザーと当社の間で、匿名加工を行っ</p>

		<p><u>限があること及びかかる提供等が法令に違反するものではないことを確認します。</u></p> <p><u>4. ユーザーは、当社に対し、本データを、当社が本データ利用目的に必要な範囲内で利用（本データ利用目的のために第三者に本データの利用を再利用許諾することを含む。）するための非独占的・無期限の権利を無償で許諾します。</u></p>	<p>たデータの提供について、法令に違反しないことを相互に確認する必要があるため。</p> <p>第4項について 匿名加工を行ったデータの利用について、本契約における本データの利用目的に必要な範囲で、利用許諾をしていただく必要があるため。</p>
第15条 電気通信回線	現行の第12条が繰り下がり。内容に変更なし		
第16条 データ管理	<p>1. ユーザーは、本サービスの利用に際して、入力、提供又は伝送するデータその他の必要な情報（以下、本条において「入力情報」といいます。）を自己の責任でバックアップ・保全するものとします。</p> <p>2. 当社は、入力情報に関して、本サービスを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、当該情報を復元する目的でこれを別に記録して一定期間保管することができます。</p> <p>3. 当社は、障害、ユーザー等の誤操作等による滅失からの復旧を目的として、ユーザーの入力・登録したデータを保存するための機能（以下「保存機能」といいます。）を、当社の定める内容にて提供することが</p>	<p>（左記現行の第13条が繰り下がり。ただし以下の変更あり。）</p> <p>1. 削除</p> <p>2. から5. 1項ずつ繰り上げ。内容に変更なし。</p>	第12条と同じ。

	<p>できます。当社は、保存機能により、すべてのデータが保存、復元されることを保証するものではありません。</p> <p>4. ユーザーは、前項の機能によりデータの保存、復元を行う場合、別途ユーザー及び当社の間で協議の上、当社に対し復元料を支払うものとしします。</p> <p>5. 前3項に関わらず、当社は、ユーザー等に対し、入力情報を復元する義務を負うものではありません。</p>		
第17条	現行の第14条が繰り下がり。内容に変更なし。		
第18条	現行の第15条が繰り下がり。内容に変更なし。		
第19条から第22条	現行の第16条から第19条までが繰り下がり。内容に変更なし。		
第23条 契約解除	<p>1. ユーザーが以下の項目の一に該当する場合、当社は、ユーザーに対して何らの催告なくして本契約を即時解除することができます。</p> <p>(1) 本規約第17条1項に定める禁止事項を行った場合</p> <p>(2) 申し込み事項に不実虚偽の記載又は記入漏れがあった場合</p> <p>(3) 当社の業務遂行及びサービスシステム等に支障を及ぼした場合、又はそのおそれのある行為を行なった</p>	<p>1. 略</p> <p>(1) 本規約第19条1項に定める禁止事項を行った場合</p> <p>2. 略</p> <p>3. <u>前項に定める場合において、エンドユーザーは、ユーザーが利用を停止し、又は停止されたことにより、本サービスに係るコンテンツの視聴・閲覧その他の利用を行うことができません。また、当社は、ユーザー及びエンドユーザーに対し、エンドユーザーが利用することができなくな</u></p>	<p>条文の繰り下がりに伴う引用条項の修正のため。</p> <p>また、ユーザーの増加に伴い、ユーザーとの間の契約解除に伴い各ユーザーのエンドユーザーの損害についてすべて責任を負うことは現実的に困難となり、一定の責任制限を設定したため。</p>

	<p>場合</p> <p>(4)破産、会社更生手続、民事再生手続の申立を受け、又は自ら申立てる等、ユーザーの信用不安が発生したと当社が判断した場合</p> <p>(5)仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合</p> <p>(6)長期間にわたり当社からユーザーへの電話、FAX、又は電子メールの手段による連絡がつかない場合</p> <p>2. 本契約が解除された場合、ユーザーは、以後利用者 ID を一切利用することができません。また、ユーザーが登録されたデータ、ファイル、その他一切の情報についても、利用、閲覧等を行うことはできません。</p> <p>3. 新設</p> <p>4. 前二項に定める利用者 ID、ユーザーが登録されたデータ、当社が返却・廃棄を要求した場合、ユーザーは当社に従わなければなりません。</p>	<p><u>ったことにより生じた損害に対する賠償その他一切の責任を負わないもの</u>とします。</p> <p>4. <u>当社が前二項に定める利用者 ID、ユーザーが登録されたデータその他本サービスを利用する上で当社が提供した資料の返却又は廃棄を要求した場合</u>、ユーザーは当社に従わなければなりません。</p>	
第 24 条	改定前の第 21 条が繰り下がり。各条項の内容に変更なし。		

<p>第 25 条</p>	<p>1. ユーザー及び当社は、相手方に対し、自己又は自己の役員若しくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係を有すること</p> <p>(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. ユーザー及び当社は、前項の表</p>	<p>改定前の第 22 条が繰り下がり。ただし以下の変更あり。</p> <p>1. 及び 2. 略</p> <p>3. 第 19 条 2 項の規定は、前項により当社が本契約を解除した場合に準用されるものとします。</p>	<p>条文の繰り下がりに伴う引用条項の修正のため。</p>
---------------	---	--	-------------------------------

	<p>明・確約に反して、相手方又は相手方の役員若しくは相手方の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一に該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を即時解除することができます。</p> <p>3. 第 18 条 2 項の規定は、前項により当社が本契約を解除した場合に準用されるものとします。</p>		
<p>第 26 条から 第 31 条</p>	<p>改定前の第 23 条から第 28 条の内容が繰り下がり。各条項の内容に変更なし。</p>		

※上記表に定める内容のほか、誤字や表記ゆれの修正を行った。